

一般名処方加算に関する掲示

当院では、後発医薬品の使用促進を図るとともに、医薬品の安定供給に向けた取り組みなどを実施しています。

当院では、後発医薬品のある医薬品について、※一般名処方を行う場合があります。

令和6年10月より、後発医薬品(ジェネリック医薬品)がある薬で、※先発医薬品(長期収載品)の処方を希望される場合は、※選定療養費(特別の料金)として患者様の自己負担となります。

ご理解ご協力のほどよろしくお願いいたします。

ご不明な点などありましたら当院職員までご相談下さい。

※一般名処方とは

お薬の「商品名」ではなく、「有効成分」を処方せんに記載することです。これにより供給不足のお薬であっても有効成分が同じ複数のお薬が選択でき、患者様に必要なお薬が提供しやすくなります。

※長期収載品とは

一般的には後発医薬品(ジェネリック医薬品)のある先発医薬品のことです。

※長期収載品の選定療養とは

同じ有効成分の後発医薬品(ジェネリック医薬品)がある場合に、医療上の必要性が認められないにもかかわらず、先発医薬品(長期収載品)での処方を希望する患者様が後発医薬品との差額の一部を「選定療養費(特別の料金)」として医療保険の患者負担と合わせて支払う仕組みです。

「選定療養費(特別の料金)」は、保険外診療の扱いになるため消費税が別途かかります。

医療法人安達同済会 同済病院